

平成

二十三年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

平成二十三年六月二十七日(丹曜日)

議事日程(第四号)

平成二十三年六月二十七日 午前十時開議

- 第一 議第 四十号 五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正について
- 議第四十一号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について
- 議第四十二号 市道路線の認定について
- 議第四十三号 市道路線の認定について
- 議第四十四号 市道路線の認定について
- 議第四十五号 市道路線の変更について
- 第二 議第四十六号 財産の取得について
- 議第四十七号 平成二十三年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第三 議第 七号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書について
- 第四 議第 八号 的確な予算説明と適切な予算執行を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (十四名)

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	山	益	池	藤	川	堀	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	田	上	富	村	川	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	澄	吉	輝	美	家	浩	雅	耕	
孝	雄	嗣	典	政	雄	博	雄	子	廣	美	範	司	実

市長	太
教育長職務代行者	櫛
市長公室長	吉
	田
	内
	田
	好
	成
	辰
	雄
	吉
	紀

事務局職員出席者

午前十時零分再開

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長
柳ヶ瀬	馬場	笹谷	藤谷	乾
			光	
五美	由美子	豊	一	旬

庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長	総務部長
上	菊	福	新	山	小	町	窪	辻	森	櫻	森	下
	谷	塚	井	田	窪	口		本	本	井	本	村
孝	眞	勝	健	善	美	正	佳	衡	敏	敬	元	洋
男	宜	彦	夫	久	貴	治	秀	司	弘	三	三	次

○議長 州村家廣）ただいまから、去る二十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長 州村家廣）日程第一、議第四十号から議第四十五号までの六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

厚生建設常任委員長 益田吉博登壇

○厚生建設常任委員長 益田吉博）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十号から議第四十五号の六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、六月二十日の本会議において当委員会に付託され、二十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十号 五條市滞在体験型観光施設条例の一部改正につきましては、当該施設の改修が完了したことにより、所在地を五條市本町二丁目七番三号に改め、及び旅館業法の適用施設になったことに伴い利用料金等の変更を行うため、別表を、A棟 蔵）一人五千円で四名まで、一名のみ利用の場合は千円増しとなっていたものを、改正後は、蔵一名二万五千元、二名五万円に改め、B棟 離）については、一人五千五百円で十名まで、ただし、三名のみの利用については一人千円増しとなっていたものを、改正後は、離二名五万円、三名六万円、四名七万円、五名八万円に改め、また、宿泊客のない午前十二時から午後二時までの昼間利用については二名から十名まで一回につき二万円とするもので、いずれの料金についても、あくまでも利用料金の上限を定めるものであるとの当局の説明がありました。委員からは、利用料金の上限であっても、現在の景気動向からして余りにも金額が高すぎる。また、地元同業者と金額的に競合しないように最低金額についても定めることについてただしたのに対し、商家町として発展して

きた新町通りにおいて、町屋の良さと都会では体験できない、ゆとりとくつろぎの空間を体験していただきたい。指定管理者にも設備投資などで頑張っていたために、この金額を設定した。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十一号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきましては、西吉野町の白銀北地区の統合整備事業の完成により、第二系関係の第七給水区域及び第十五給水区域を第二十八給水区域に統合するため関係条文を削除し、並びに第二十八給水区域に牧町を新たに加えようとするもので、当局の説明により了承した次第で、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十二号から議第四十四号の三議案、市道路線の認定について及び議第四十五号 市道路線の変更につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

最初に、議第四十二号につきましては、市道三在一二号線の道路延長三九八メートル、幅員四・〇から二二・〇メートルについては、国道三七〇号から市道三在四号線までを結ぶ農道新設工事として計画され、市道認定の諸条件を全て網羅した整備が完了したことにより市道として認定するものであるとの説明がありました。

次に、議第四十三号につきましては、市道新町九号線の道路延長三〇〇メートル、幅員二・六から四・〇メートルについては、国土交通省直轄で実施されており、国道二四号歩道整備事業について、高架橋の撤去及び架け替え工事の条件として、道路法の適用を受けている施設であること、また、利用目的が明確にあることを国土交通省に示すため、市道として認定するものであるとの説明がありました。

次に、議第四十四号につきましては、市道新町一〇号線の道路延長一〇三メートル、幅員六・〇から二二・〇メートルについては、市道新町一〇号線の改良等が困難で狭い箇所解消に必要なため、地域住民及び一般車両が現に通行しており、市道の認定に関する諸条件を全て満たしている五條市土地開発公社の所有地を市道として認定するものであるとの説明がありました。

最後に、議第四十五号につきましては、市道路線の変更で、国道二四号の拡幅工事により、市道本町一〇号線の起点位置を本町一丁目二九二の二番地先から本町一丁目三〇四番地先に変更し、道路延長二四三・七メートルから二三三メートルに変更するもので、当局の詳細な説明により了承した次第であり、本四議案につきましては、慎重審査を経て一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会終了後、理事者から、水道水不正使用疑惑への対応とその後の経過について報告を受けました。  
以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 州村家廣) この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る二十日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

初めに、議第四十号を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成者起立〕

○議長 州村家廣) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣) 次に、議第四十一号から議第四十五号までの五議案を一括して採決いたします。

本五議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本五議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣）御異議なしと認めます。よって、本五議案は原案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣）次に日程第二、議第四十六号及び議第四十七号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会山田澄雄委員長。

予算審査特別委員長 山田澄雄登壇

○予算審査特別委員長 山田澄雄）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十六号及び議第四十七号の二議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、六月二十日の本会議におきまして慎重審議を期するため設置され、本二議案が付託されました。委員には田原清孝議員、大谷龍雄議員、峯林宏政議員、池上輝雄議員、藤富美恵子議員、吉田雅範議員と私、山田澄雄の七名が選任され、本会議終了後の委員会におきまして、委員長に私、山田澄雄が、副委員長に田原清孝委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については二十二日の一日間とすること並びに審査方法及び順序について協議いたしました。

以下、二十二日に開会いたしました審査の概要を報告いたします。

予算関連議案の議第四十六号は、土木費で審査を行いました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 当初予算に計上されている塵芥収集業務委託料一億一千九百万円については、三月の予算審査特別委員会において一昨年及び昨年より二千万円増額になっている理由をただした際、昨年まで直営で行っていた阪合部、西吉野、阿太地区のごみ収集業務を業務委託するためとの説明に承認したところであるが、先の一般質問において直営地区がいまだに業務委託されていないが、二千万円の一部が既に支払われているとの答弁があったことから、西吉野、阪合部、阿太地区について業務委託をしないのであれば、予算を九千九百万円に減額すべきであるとただしたのに対し、二千万円のうち年間五百三十五万九千五百円を支出することになるが、そのうち八十九万三千円余りが支出済みとなっている。ただ、過去に委託料を二パーセントずつ削

減したこと、燃料費の高騰及び過去から何の問題もなく円滑に収集業務をしていること並びに財政好転の兆しが見えてきたことから前市長の判断で増額をした。契約が締結されているので変更はできないが、今後については相談をしながら減額をしていきたい。また、このようなことがないよう入札制度を導入していきたいが、廃掃法という法律もあるので、それらを踏まえ適正に対応してまいりたい。」との答弁がありました。

二 市役所庁舎建設問題について、現在の庁舎には、昭和五十六年改正の建築基準法による新耐震基準の以前と以後の建物があり、緊急性の高いものから耐震補強をするか、あるいは建て替え等いろいろな方法が考えられ、予算上でも合併特例債充当の期限が迫っていることなどについてただしたのに対し、合併特例債の利用を踏まえて考えている。市民の意見を聴く外部委員会を設置し、多くの意見を聴きながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

三 水道水不正使用疑惑については、疑惑発覚後いち早く調査されたが、まだ明らかになっていない部分については、告発された方に協力を依頼する方法等もあるとの意見があり、「この問題の難しいところは、当事者はいつの時代の誰であったのか。被害額は幾らなのかという具体的な事実の確認、証明ができないところがあり、現在の使用者がその状態を知らずに使用してきたとなれば違法行為とはいえなくなる。しかし、免れてきた料金を回収していきたいと考えているので、一つずつ説明してまいりたい。」との答弁がありました。

四 印刷物の発注体制についてただしたのに対し、以前は会計課で一括して発注していたが、パソコンの普及により印刷の発注が減少している。現在市内に六社の登録業者があり、各課には全業者に通知を送るよう指導する。しかし、入札基準に基づき発注しているので問題はないと考えている。」との答弁がありました。

五 五條市社会福祉施設等施設整備費交付金交付要綱を五月三十一日で廃止したことについてただしたのに対し、本年、市長も替わり、ゼロベースからのスタートということで再度検討した結果、財政状況等総合的に検討して廃止したが、条例は残っているので、今後財政状況に鑑み市長とも協議してまいりたい。」との答弁がありました。

六 デマンドタクシー及びコミュニティバスについては、市民へのアンケート調査及び聴き取り調査を早急に実施して、沿線住民や交通弱者の利便性向上を図ること。また、五條市市民会館前に障害者用の駐車スペースを設けることなどの提言がありました。

七 消防庁舎建設に当たり、五條東中学校の騒音問題及び校長室の耐震対策についてただしたのに対し、平成十九年八月二十日五條東中学校でサイレン音の体感調査をしているが、サイレンは緊急自動車の要件として九十から一二〇デシベルと決められており、騒音ではないと考えている。同日行われた生徒・教師に対するアンケート調査でも、生徒・教師九十八名中八十名がやかましくなかったと回答している。また、同校の耐震補強は既に完了



している。」との答弁がありました。

八 市道中之今井線の拡幅を含め、歩道の整備についてただしたのに対し、国道二四号から市道岡中線交差点までの一、四〇〇メートルについては、地元の要望もあり現在拡幅を計画しており、併せて歩道も考えている。距離が長く、民家も多く地元の了解も必要であるので時間は掛かるが進めてまいりたい。」との答弁がありました。

九 みどり園の操業期間の再延長とこみ処理施設建設の広域化についてただしたのに対し、市長に就任してすぐに地元三地区の方と出会ったが、再延長はできないとのことであり、協定書を順守するための広域化であると説明し、一定の形ができれば再延長も考えるところで進めていた。広域化についても今後どうなるかわからないので、地元三地区とは交渉を続けてまいりたい。」との答弁がありました。

十 御所・田原本環境衛生事務組合に加入依頼したことについてただしたのに対し、協定書を無視することもできないし、延長をあきらめているわけでもないが、公約でもあった広域化を考えて御所市長にお願いに上がった。また、御所市と田原本町との関係を損なわないよう公表しなかった。」との答弁がありました。

昼食のため、午後零時一分に休憩をし、午後一時から総括質問を再開しました。

十一 流域下水道の進捗状況と運用開始時期についてただしたのに対し、野原地区の公共下水の処理としては、吉野川の川床を横断して二見にある吉野川浄化センターまで流す奈良県による工事が平成二十二年度に完成し、四月から供用開始という形である。市の方でも、それに接続すべく野原西四丁目の南都銀行周辺の整備を進めている。これまで国道一六八号沿い、大川橋南詰めから奈良県立五條病院までの間及び大川町の整備が終了している。昨年から病院、公共施設、スーパーマーケットなどには説明を行ってきたが、現在きめ細かく自治会を通じて接続可能な世帯に説明する準備を進めている。」との答弁がありました。

十二 野原地区消防団が約三十名から現在六、七名になっている状況についてただしたのに対し、四月三十日付けで野原の消防団員が退団届を消防団長に提出し、それを消防団長が受理したところであるが、市長が保留し、残りの消防団員と消防団幹部とで慰留に努めたが意志が固く、五月三十一日付けで退団届を市長が承認した。現在分団長代理を決め、野原地区消防団の立て直しに努め、新入団員を募集していると聞いている。また、万一災害等が発生した場合は、第二方面隊の南宇智及び阪合部の分団が第一出動で野原地区に駆け付けける態勢となっている。」との答弁がありました。

十三 五條市社会福祉施設等施設整備費交付金の廃止については、市長の公約に補助金をゼロベースから検討すると掲げていたが、老人や障害者、少子化問題などの福祉切捨てとならないように再度検討を求める意見がありました。

以上で総括質問が終了し、引き続き、歳出の審査を行いました。

歳出予算の質疑の概要を申し上げます。

初めに、議会費、総務費及び民生費についてであります。

一 自治振興費の集会所改築工事費についていただきましたのに対し、工事請負費六百万円は、二見川端集会所の改修工事三百三十万円及び二見南之町集会所の改修工事二百七十万円である。」との答弁がありました。

次に、衛生費、農林業費及び商工費についてであります。

二 し尿処理施設建設事業費のし尿処理施設発注支援業務委託料、基本設計等の進捗状況及び覚書についていただきましたのに対し、新し尿処理施設の建設は水処理設備、環境保全設備等の特殊な設備を含む施設であり、発注の方式が性能発注方式になるため環境省が示している廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引に基づき行っているところである。基本設計については六月末、九月末には生活環境影響調査が終わる。覚書については、本件事事は自治連合会と交わっているので基本的にそれに基づくが、周辺環境整備については、地元自治会役員と出会い、再度地元要望の確認を求めたところである。」との答弁がありました。

三 漁業協同組合補助金についていただきましたのに対し、本年も五回、十箇所一、四〇〇キログラムのアユを放流した。組合が毎年赤字決算なのは理解しているが、平成十七年の市村合併まで漁業協同組合に対し、五條市は補助金がなく、旧西吉野村、旧大塔村は補助金があったので、平成十九年度に漁業協同組合が合併した年から補助金を支出しているが、赤字の補填となっており、今年度は百万円とした。」との答弁がありました。

四 吉野川祭り補助金についていただいたのに対し、今年吉野川祭りは四十周年の節目となるため、五條市のイメージキャラクター三体の着ぐるみを製作し、イメージソングも作成したので吉野川祭りで披露していきたい。また、車椅子でも花火が見られる場所を設け、トイレ、警備体制も強化するため昨年より二百万円を増額した。」との答弁がありました。

次に土木費についてであります。

土木費の冒頭に議第四十六号 財産の取得についてを審査しました。理事者から、行財政改革及び五條市土地開発公社健全化計画の推進を主な目的として、現状の山林を可能な限り残しながら、自然を生かした自然観察の場として（仮称）金剛山麓野鳥の森を整備するため、五條市小和町一〇九二番地ほか十九筆の山林五七、一六四・六六平方メートルを二億六千二百四十三万五千五百六十一円で土地開発公社から取得するものであるとの説明がありました。

次に、消防費、教育費についてであります。

五 五條小学校屋内運動場等整備事業費の工事請負費についていただきましたのに対し、屋内運動場の施設本体工事が三億七千万円、電気設備工事が一億二

千七百万円、機械設備工事が四千万円で合計五億三千八百万円の工事となる。見直した部分は耐震性の向上、太陽光発電、自家発電設備、エコ照明を導入したいと考えている。それらを含めて約一億八千万円の増額となっている。」との答弁がありました。

六 消防庁舎建設工事設計業務委託料についてただしその対し、平成十九年に建築確認申請検査済証が交付されており、それを基に現在の建築基準法等の改正に鑑みて設計の変更となっているが、当初から緊急自動車にあつては国道二四号に面した車庫になっている。屋上についてもエコ対策等これから協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

歳入予算についての質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議第四十六号及び議第四十七号の二議案につきましては慎重審査を経て、一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長 州村家廣) ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よつて本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣) 次に日程第三、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長 乾 旬) 發議第七号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十三年六月二十七日提出

提出者	五條市議会議員	山口 耕 司
賛成者	五條市議会議員	山 田 澄 雄
〃	〃	池 上 輝 雄
〃	〃	堀 川 浩 美
〃	〃	吉 田 雅 範
〃	〃	福 塚 実

○議長 州村家廣) 提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番 山口耕司) ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、發議第七号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書 (案)

本年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード九・〇を記録した。

この地震により引き起こされた巨大大津波は、東北地方や関東地方、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、いまだ七千人以上が行方不明となっている。

被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

併せて、港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

さらに、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第二原子力発電所」の事故対応では、国の責任の下、最終的な収束まで徹底した対策を講ずべ

きである。

よって政府においては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を始めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望する。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害であり、さらに、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。

こうしたことから、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、更には国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。  
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年六月二十七日

#### 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 州村家廣) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって、本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

賛成者起立

○議長 州村家廣）起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。  
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長 州村家廣）次に日程第四、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長 乾 旬）発議第八号 的確な予算説明と適正な予算執行を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十三年六月二十七日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

委員長 峯 林 宏 政

○議長 州村家廣）提案の趣旨説明を求めます。十一番議会運営委員会峯林宏政委員長。

議会運営委員長 峯林宏政登壇

○議会運営委員長 峯林宏政）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、発議第八号 的確な予算説明と適正な予算執行を求める決議につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

的確な予算説明と適正な予算執行を求める決議（案）

平成二十三年第二回六月定例会における一般質問の中で、市当局の適正とは考えられない予算執行がなされていることが判明した。

平成二十三年当初予算を審査する予算審査特別委員会において、昨年度と比較して増額されているごみ収集業務委託料についてただしたところ、市当局から、市が直営でごみ収集をしているものを民間に業務委託するため二千万円の予算措置をしていると説明があったところである。

議会は、平成二十三年当初予算について慎重審議を重ね、原案のとおり了承したところであるが、市当局は平成二十三年四月一日に、例年締結しているじんかい収集業務委託について、正当性を欠くと思われる約五百万円を増額して業務委託契約を締結しており、その増額分については、市の直営から民間に業務委託するためと説明していた予算を充当している。

このような予算審査特別委員会における説明と異なる予算執行は、予算を慎重審議し、議決した議会の意思を無視するものであり、チェック機能もある議会としては、到底看過できるものではない。

よって、市当局に対して、予算編成については事務事業に基づいた適切な予算措置を講じるとともに、的確な予算説明と適正な予算執行を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十三年六月二十七日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長 州村家廣) 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって、本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって、本件は決議案のとおり可決されました。

○議長 州村家廣) この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長 州村家廣) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十八日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○議長 州村家廣) 御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

○議長 州村家廣) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十三年度五條市一般会計補正予算を始め多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の二層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。太田市長。



市長 太田好紀登壇

○市長 太田好紀）平成二十三年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回は、市長として臨んだ初めての議会でもあり、不慣れな点もあったとは存じますが、議員各位の御理解と御協力により、提出を申し上げます。議案につきましては、慎重審議の上、いずれも原案どおり可決、承認をいただきましたことに、まずこの場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会の冒頭、私の所信表明において、「行財政改革」、住んで良かったまちづくり」、さらに「元氣な五條市に向けての取組」という三つの決意を柱として今後の市政に取り組むことを述べさせていただきました。

これらの決意を実現するため、議員として培ったこれまでの経験を土台とし、市民が主役であること、公平公正であること、更に市政の責任は、全て自らが負うことを「常」とし、まじめに、おこらず、そしてひたむき」に取り組んでまいり所存でありますので、今後とも御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます、誠に簡単粗辞ではございますますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。

○議長 州村家廣）これをもちまして平成二十三年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十時四十七分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 川村家廣

署名議員 藤富美恵子

署名議員 池上輝雄

署名議員 益田吉博

